

都城市ミートツーリズムツアー造成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、「肉と焼酎のふるさと都城」を資源としたミートツーリズムを推進することにより地域ブランド「都城」の定着を図り、ひいては地域経済の活性化に資するため、本市の魅力を体感できる旅行（以下「旅行商品」という。）を企画、実施した旅行者等（旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき登録された旅行者等をいう。ただし、海外の旅行者においては、当該業者が所在する国が施行する旅行業に関する法令等に基づき旅行業を営む法的資格を有する者をいう。）に対して補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(旅行商品)

第2条 旅行商品は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 「肉と焼酎のふるさと都城」を堪能できるものであること。
- (2) 「肉と焼酎のふるさと都城」ブランドの普及に寄与するものであること。
- (3) 本市への経済効果が見込めるものであること。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる旅行商品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
ただし、教育旅行、スポーツ・文化合宿、大会等の参加は補助の対象としない。

- (1) 旅行の出発地が市外であり、かつ、参加者が5人以上であること。
- (2) 市内の宿泊施設に宿泊すること。
- (3) 市が指定する飲食店において、市が指定する食事メニューを提供するものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1に掲げる区分に応じ、補助金の額の欄に定める額とする。ただし、1回の旅行商品において別表第1に掲げる区分のいずれにも該当する場合は、当該区分のうち、補助金の額のいずれか高い方の区分を適用する。

2 前項の規定による補助金の額は、500,000円を限度とする。

3 前1項の規定にかかわらず、旅行商品が次の各号のいずれかに該当する場合の補助金の額は、別表第1に掲げる区分に応じ、同表補助金の額の欄に定める額に

当該区分の加算額の欄に定める額を加えた額とする。ただし、1回の旅行商品において別表第1に掲げる区分のいずれにも該当する場合は、当該区分のうち、補助金の額のいずれか高い方の区分を適用する。

(1) 台湾からの送客である場合

(2) 市長が指定する市内で行われるイベントに参加する場合

4 旅行商品が別表第2に掲げる市が指定する観光地を2か所以上周遊し、旅行者等が市の承認するクーポン券を旅行商品の購入者に交付し、観光地で使用した場合は、補助金の額の欄に定める額を加算する。

5 旅行商品に別表3に掲げる市が指定する体験等を組み込んだ場合、補助金の額の欄に定める額を加算する。

6 1回の旅行商品において前2項のいずれにも該当する場合は、どちらか高い額を適用する。

7 第3項から第5項までの規定を適用して補助金の額を加算する場合において、第1項の規定による補助金の額と当該加算額の合計額が第2項に定める限度額を超えるときは、第1項の規定による補助金の額と当該加算する額の合計額とする。

8 補助金を日本国内以外の銀行口座への振り込みにより受領する場合の額は、前7項の規定により算出した額から、当該口座振込に係る手数料を控除して得た額とする。

(補助事業者の登録)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、ミートツーリズムツアー造成登録事業者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者とする。

2 前項の登録を必要とする者は、あらかじめ次に掲げる書類を提出し審査を受けなければならない。

(1) 事業者登録申請書（様式第1号）

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 名簿兼同意書（様式第3号）

3 市は、前項の規定により登録申請の提出を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否について、事業者名簿登載通知書（様式第4号）又は事業者名簿非登載通知書（様式第5号）により速やかに通知しなければならない。

4 市は、登録を適当と認めた事業者を名簿に登載しなければならない。

5 名簿に登載された者は、登載された内容に変更があった場合は速やかに市に届け出なければならない。

(旅行商品の事前確認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助の対象となる旅行商品を販売する10日前までに次に掲げる書類を市に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) ミートツーリズムツアー造成補助金事前確認書（様式第6号）

(2) 旅行企画書又はそれに類するもので出発地及び行程が分かるもの

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、前条の規定による確認を受けた旅行が終了した日（第3条第2号（チェックアウト日）又は第3号の実施日のいずれか遅い日をいう。以下同じ）から2月以内又は旅行が終了した日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（様式第8号）

(2) 宿泊証明書（様式第9号）

(3) 飲食証明書（様式第10号）

(4) 観光地等滞在証明書（様式第11号）（観光地等周遊加算事業を利用した場合のみ）

(5) 体験メニュー利用証明書（様式第12号）（観光地等周遊加算事業を利用した場合のみ）

(6) 都城市お買い物クーポン利用証明書（様式第13号）（観光地等周遊加算事業を利用した場合のみ）

(7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の支払方法)

第8条 補助金の支払方法は、確定払とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月3日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成30年 3 月31日改正）

この要綱は、平成30年 3 月31日から施行する。

附 則（平成31年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 5 日改正）

この要綱は、令和 2 年 3 月 5 日から施行する。

附 則（令和 5 年10月 1 日改正）

この要綱は、令和 5 年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 8 日改正）

この要綱は、令和 6 年 7 月 8 日から施行する。

附 則（令和 6 年12月27日一部改正）

この要綱は、令和 6 年12月27日から施行する。ただし、第 4 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 4 条関係）

区分	補助金の額	加算額
市長が指定するグランドメニューを食し、かつ市内の宿泊施設に宿泊する場合	10,000円に旅行参加者の数を乗じて得た額	5,000円に旅行参加者の数を乗じて得た額
市長が指定する「ミート×酒蔵ツアーリズム」を体験し、かつ市内の宿泊施設に宿泊する場合	10,000円に旅行参加者の数を乗じて得た額	5,000円に旅行参加者の数を乗じて得た額
市長が指定するメニュー表から 1 人当たり 3,000 円以上を食し、かつ市内の宿泊施設に宿泊する場合	3,000 円に旅行参加者の数を乗じて得た額	1,500 円に旅行参加者の数を乗じて得た額

別表第 2 （第 4 条関係）

市が指定する観光地	補助金の額
道の駅都城 道の駅山之口	第 4 条第 4 項の規定により交付されたクーポン券が左欄の観光

都城島津邸 霧島ファクトリーガーデン（別表第1に定めるグランドメニューを食すために利用した場合を除く） 高千穂牧場 関之尾公園	地で使用された額。ただし、2,000円に旅行参加者の数を乗じて得た額を上限とする。
--	---

別表第3（第4条関係）

市が指定する体験等	補助金の額
柳田酒造 焼酎飲み方講座等 大浦酒造 酒造り体験等 道の駅都城 燻製教室	2,000円に旅行参加者の数を乗じて得た額